第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	
第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具	
（略）	
（略）	（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～百二十二　（略）	（略）
百二十二の二　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	十八万七千円
百二十二の三　保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十三～百三十二　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第三十号の五、第三十七号及び第五十号	二十七万円
第四十八号及び第百二十二号の三	二十七万円
第四十九号及び第百二十二号の三	二十七万円
（略）	（略）

四・五　（略）

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～百二十二　（略）	（略）
百二十二の二　保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	十八万七千円
百二十三～百三十二　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第三十号の五、第三十七号及び第五十号	二十七万円
（略）	（略）

四・五　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
（略）	8以上
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	
（略）	
（略）	（略）